

日本下水道事業団における新技術の選定に関する実施要領

平成30年3月27日技技企発第98号
技術戦略部長より関係所属長あて

[沿革] 令和2年7月7日技技企発第19号改正、令和3年3月24日技技企発第148号改正

令和4年10月21日ソソ発第6号改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この実施要領は、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）の受託事業（特定下水道工事の代行に係る事業を含む。以下同じ。）における新技術の導入を促進するため、新技術の選定の実施に当たり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この実施要領において、次の各号において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 技術選定 新規に開発され事業団において基準化されていない下水道技術について、当該下水道技術の開発者の申請に基づき、事業団が、受託事業における適用性を確認した技術として選定することをいう。
- 二 基準化 事業団が、受託事業で用いる設計基準又は標準設計を作成することをいう。
- 三 下水道技術 下水道事業において適用される処理プロセスに係る技術（国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」（令和28年4月1日付け国水下水事第109号）別表の「中分類」以上の施設等に係る技術をいう。以下同じ。）又は装置若しくは機器に係る技術をいう。
- 四 新技術 技術選定を受けた技術をいう。
- ~~五 事後の技術確認—実施設への新技術の導入後、当該新技術の開発者の申請に基づき、事業団が、当該新技術が実施設において求められる性能、導入効果等を有していることを確認することをいう。~~
- 五 新技術Ⅰ類 新技術のうち、事業団が単独で又は共同研究により開発したものをいう。
- 六 新技術Ⅱ類 新技術のうち、国、地方公共団体その他の公共機関（その共同研究者も含む。）が開発したものをいう。
- 七 新技術Ⅲ類 新技術のうち、事業団、国、地方公共団体その他の公共機関（その共同研究者も含む。）以外の者が開発したものをいう。

- 八 申請者 技術選定又は事後の技術確認を受けようとする者
- 九 技術選定料 技術選定の実施のために申請者が事業団に収める費用
- 十 有効期間延長料 技術選定の有効期間の延長のために申請者が事業団に収める費用
- ~~十二 事後の技術確認料 事後の技術確認の実施のために申請者が事業団に収める費用~~
- 十一 継続導入技術 有効期間満了後も受託事業における導入の必要性が認められる新技術のうち、基準化されていない新技術又は基準化が困難な新技術であって、事業団が指定した技術
- 十二 簡易提案型共同研究 提案型共同研究のうち、短期間での材料、機器、装置等の性質や性能の確認を主たる目的とするものをいう。
- 十三 フィールド提供型共同研究 提供型共同研究のうち、事業団が実験施設の提供のみを行うものをいう。

第2章 技術選定

(技術選定の対象)

第3条 技術選定の対象は、事業団が単独又は共同研究(簡易提案型共同研究、およびフィールド提供型共同研究を除く)により開発した下水道技術又は事業団以外の者が開発した処理プロセスに係る技術であって、事業団において基準化されていない技術とする。

(申請者の要件)

第4条 申請者は、次の各号のすべてに該当する者に限るものとする。

- 一 第3条に規定する技術選定の対象となる当該技術を保有している者であること。
- 二 法人であること。
- 三 破産者でないこと。
- 四 第15条第1項各号の規定による取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から3年を経過していること。

(技術選定の事前協議)

第5条 申請者は、技術選定の申請を行うに当たり、事業団と次の各号に定める事項について事前協議を行い、合意しなければならない。

- 一 技術選定を受けようとする技術の内容
 - 二 技術選定料及び技術選定に要する期間
 - 三 前条各号のすべてに該当する者であること
- 2 事業団と申請者は、前項の協議の結果について、事前協議議事録を作成するものとする。

(技術選定の申請)

第6条 申請者は、技術選定の申請に際して、次に掲げる書面を提出するものとする。

- 一 技術選定申請書（別記様式1）
- 二 技術概要書（別記様式2）
- 三 技術資料

2 前項第3号の技術資料には、次に掲げる事項を記載する。

- 一 技術の名称
- 二 技術の概要
- 三 適用条件
- 四 導入検討方法
- 五 設計方法
- 六 維持管理方法
- 七 その他必要な事項（設計計算例、仕様書、参考図等）

(技術選定に係る協定の締結)

第7条 事業団と申請者は、技術選定を実施するに当たり、協定書（別記様式3又は別記様式4）により、あらかじめ技術選定の実施に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 協定の目的
- 二 技術選定の実施
- 三 技術選定を実施する技術の内容
- 四 技術選定に要する期間
- 五 技術選定結果の通知
- 六 技術選定料
- 七 秘密の保持
- 八 その他必要な事項

3 前項第4号の技術選定に要する期間は、天災地変その他申請者の責に帰さないやむを得ない事由が生じた場合には、事業団と申請者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(新技術I類に係る技術選定)

第8条 事業団は、新技術I類に係る技術選定の申請があった技術について、申請者より提出された技術概要書及び技術資料に基づいて審議を行い、事業団の受託事業における適用性を有していると判断された場合、新技術I類として選定するものとする。

2 事業団は、前項の規定により新技術I類として選定した技術について、技術選定結果通知書（別記様式5）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定は、第1項に規定する審議により、事業団の受託事業における適用性を有していると判断されなかった技術について準用する。

(新技術Ⅱ類及びⅢ類に係る技術選定)

第9条 事業団は、新技術Ⅱ類又は新技術Ⅲ類に係る技術選定の申請があった技術について、申請者より提出された技術概要書及び技術資料に基づいて審議を行い、実施への適用性及び事業団の受託事業における適用性を有していると判断された場合、新技術Ⅱ類又は新技術Ⅲ類として選定するものとする。

2 前項の審議は、事業団が当該申請に係る技術について、次の各号に掲げる事項を基準として、実施への適用性についてあらかじめ確認した結果に基づき行うものとする。

- 一 科学的・工学的な妥当性
- 二 社会的ニーズに対する有用性
- 三 現場への導入可能性
- 四 新規性
- 五 リスク分担の妥当性

3 前条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定は、新技術Ⅱ類及び新技術Ⅲ類に係る技術選定について準用する。

(追加資料の提出等)

第10条 事業団は、技術選定の実施に際し必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出又は報告を求めることができるものとする。

(申請の取下げによる技術選定の中止)

第11条 申請者が、技術選定の完了前に技術選定の申請の取下げを申し出た場合、事業団は、技術選定に係る手続を中止するものとする。

(技術選定の申請の無効)

第12条 第7条第2項第4号の技術選定に要する期間内に技術概要書又は技術資料の不備等により技術選定が完了しなかった場合は、当該技術選定の申請は無効とし、事業団はこれを技術選定申請無効通知書(別記様式6)により申請者に通知するものとする。

(技術選定の有効期間)

第13条 第8条及第1項及び第9条第1項による技術選定が効力を有する期間(以下「有効期間」という。)は、第8条第2項(第9条第3項において準用する場合を含む。)により申請者に通知した日(以下、本項において「通知日」という。)から起算して5年とする。ただし、第7項の規定により有効期間を延長した場合は、通知日から起算して10年とする。

2 技術選定を受けた者は、有効期間の延長を希望する場合には、事業団と事前協議を行い合意の上、技術選定の有効期間延長の申請を行うことができるものとする。

3 前項の申請は、有効期間が満了する日の6ヶ月前から3ヶ月前までの間に、1回に限

り行うことができるものとする。

- 4 申請者は、第2項の申請に際して、次に掲げる書面を提出するものとする。
 - 一 技術選定有効期間延長申請書（別記様式7）
 - 二 延長理由等説明書（別記様式8）
- 5 申請者は、有効期間延長料を負担するものとする。
- 6 事業団は、申請者より提出された延長理由等説明書に基づいて審議を行い、当該有効期間の延長を必要と認める場合には、有効期間を延長するものとする。
- 7 事業団は、前項の規定により有効期間の延長を行った場合、技術選定有効期間延長通知書（別記様式9）により申請者に通知するものとする。
- 8 前項の規定は、第5項の審議の結果、有効期間の延長の必要が認められなかった場合について準用する。

（技術選定の変更）

- 第14条** 技術選定を受けた者は、有効期間内に当該技術選定を受けた技術の内容に変更の必要が生じた場合は、事業団と事前協議を行い合意の上、技術選定の変更申請を行うことができるものとする。
- 2 第5条から第13条まで及び次条の規定は、前項の変更申請について準用する。

（技術選定の取消し）

- 第15条** 事業団は、技術選定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該技術選定を取り消すことができる。
- 一 技術選定を受けた者が、虚偽や知的財産権の侵害など不正な手段により技術選定を受けたことが判明した場合
 - 二 事業団の受託事業に関係のない案件において、事前に事業団の了解なく、当該技術選定結果を利用した営業活動又は情報の流布等を行った場合
 - 三 当該技術に関して裁判等で係争となった場合
 - 四 実施への導入後に重大な不具合が明らかとなった場合
 - 五 その他事業団が必要と認めた場合
- 2 前項に定めるもののほか、技術選定を受けたものが取消しを申し出た場合は、当該技術選定を取り消すものとする。
 - 3 前2項による取消しを行った場合、事業団は技術選定結果取消通知書（別記様式10）により技術選定を受けた者に通知するものとする。

（技術選定料）

- 第16条** 申請者は、協定締結後、事業団の請求により第7条第2項第6号の技術選定料を支払うものとする。
- 2 事業団は、協定締結後、第7条第2項第6号の技術選定料を変更する必要がある場合には、申請者とあらかじめ協議の上、第7条の規定により締結した協定を変更し、技

術選定料の変更を行うものとする。

- 3 第11条の規定により技術選定に係る手続を中止した場合は、第7条の規定により締結した協定を変更し、技術選定料の精算を行うものとする。
- 4 第12条の規定により技術選定申請が無効となった場合及び前条第1項又は第2項の規定により技術選定結果が取り消された場合は、技術選定料は返還しないものとする。
- 5 申請者は、第13条第2項に規定する申請の後、事業団の請求により第13条第5項の有効期間延長料を支払うものとする。
- 6 第13条第6項の審議の結果、有効期間の延長の必要が認められなかった場合は、有効期間延長料は返還しないものとする。

(免責事項)

第17条 技術選定を受けた技術を事業団以外の者が実施し、その実施により生じた損害については、事業団は一切その責を負わない。

~~第3章 事後の技術確認~~

~~(申請者の要件)~~

~~第18条 事後の技術確認の申請者は、次の各号のすべてに該当する者に限るものとする。~~

- ~~一 当該新技術について技術選定を受けた者であること。~~
- ~~二 破産者でないこと。~~
- ~~三 第15条第1項各号の規定により、当該新技術の技術選定の取消しを受けた者でないこと。~~

~~(事後の技術確認の事前協議)~~

~~第19条 申請者は、事後の技術確認の申請を受けるに当たり、事業団と次の各号に定める事項について事前協議を行うものとする。~~

- ~~一 事後の技術確認において実施する技術的な調査の内容~~
- ~~二 前号の調査を実施する施設~~
- ~~三 事後の技術確認料及び事後の技術確認に要する期間~~
- ~~四 前条各号のすべてに該当する者であること。~~

~~(事後の技術確認の申請)~~

~~第20条 申請者は、事後の技術確認の申請に際して、次に掲げる書面を提出するものとする。~~

- ~~一 事後の技術確認申請書(別記様式1-1)~~
- ~~二 調査計画書~~
- ~~2 前項第2号の技術資料には、次に掲げる事項を記載する。~~
 - ~~一 技術の名称~~

- ~~—二— 技術的な調査の実施内容及び方法~~
- ~~—三— 技術的な調査を実施する施設の名称及び概要~~
- ~~—四— 前号の施設における当該新技術の運転実績等~~
- ~~—五— 実施予定期間及び工程~~
- ~~—六— その他必要な事項~~

~~—(事後の技術確認に係る協定の締結)—~~

- ~~第21条—事業団と申請者は、事後の技術確認を実施するに当たり、協定書（別記様式1-2又は別記様式1-3）により、あらかじめ事後の技術確認の実施に関する協定を締結するものとする。~~
- ~~2—第7条第2項から第4項の規定は、前項の事後の技術確認の実施に関する協定について準用する。~~

~~—(事後の技術確認)—~~

- ~~第22条—事業団は、事後の技術確認の申請があった新技術について、実施設における性能、導入効果等に関する技術的な調査を実施した結果を取りまとめた報告書に基づいて審議を行い、当該新技術が実施設において求められる性能、導入効果等を有していると判断された場合には、事後の技術確認を行うものとする。~~
- ~~2—前項の技術的な調査及び報告書の取りまとめは、申請者より提出された事後の技術確認申請書及び調査計画書に基づいて、申請者と事業団が行うものとする。~~
- ~~3—事業団は、第1項の規定により事後の技術確認を行った新技術について、事後の技術確認結果通知書（別記様式1-4）により申請者に通知するものとする。~~
- ~~4—前項の規定は、第1項に規定する審議により、当該新技術が実施設において求められる性能、導入効果等を有していると判断されなかった新技術について準用する。~~

~~—(事後の技術確認に要する期間の延長)—~~

- ~~第23条—事業団は、第21条第1項の規定に基づき締結した協定書において定めた事後の技術確認に要する期間について、事後の技術確認を延長して実施する必要があると認められるときは、当該期間を延長することができるものとする。~~
- ~~2—前項の場合、事業団は、あらかじめ、同項の期間の延長及び当該期間の延長後の事後の技術確認料について、申請者と協議し、第21条第1項の規定に基づき締結した協定書を変更しなければならない。~~

~~—(その他の事後の技術確認に関する手続き)—~~

- ~~第24条—第18条から前条までの規定のほか、事後の技術確認の実施に関する手続きについては、第10条から第12条まで、第16条の規定を準用する。~~

~~—(免責事項)—~~

~~第25条 事後の技術確認結果に基づき、事業団以外の者が当該新技術を実施し、その実施により生じた損害については、事業団は一切その責を負わない。~~

第3章 継続導入技術

(継続導入技術の指定)

第18条 事業団は、次の号のすべてに該当する技術について、継続導入技術に指定する。

一 継続対象技術の対象は、有効期間が満了する新技術を対象とする。

二 事業団において基準化されていないこと

三 有効期間満了後も受託事業における導入の必要性が認められること

2 前項により継続導入技術を指定した場合には、継続導入技術指定通知書（別記様式 11）により技術指定を受けたものに通知する。

3 受託事業の実施にあたり、第1項の規定により指定された継続導入技術は、事業団において基準化された技術と同じものとみなす。

4 第15条の規定は、当該継続導入技術に準用する。

(有効期間)

第19条 前条の指定が効力を有する期間は、指定された日から起算して1年とする。

2 事業団は、前項期間を延長して、当該継続導入技術の受託事業における導入の必要性があると認めるときは、期間を延長することができる。ただし、期間の延長は1年毎に行うものとする。

3 第18条2項の規定は、前項による有効期間の延長を行った場合に準用する。

(免責事項)

第20条 指定された技術を事業団以外の者が実施し、その実施により生じた損害については、事業団は一切その責を負わない。

第4章 導入状況等の報告

(導入状況等の報告)

第21条 技術選定を受けたものは、事業団の受託事業以外を含む新技術の導入状況等について報告しなければならない。

2 技術選定を受けた者は、導入された施設などにおいて、新技術の不具合が明らかとなった場合には、遅滞なく報告しなければならないものとする。

3 前項の規定は、第18条2項により指定された継続導入技術に準用する。

第5章 新技術データベース

(新技術データベースの整備)

第22条 事業団は、受託事業における新技術の導入を促進するため、技術選定等の結果について、広く事業団職員に周知を図ることを目的として、事業団のイントラネット内に新技術データベースを整備する。

2 前項に規定する新技術データベースは、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

一 第8条第1項及び第9条第1項による技術選定の結果及び新技術に係る第6条第1項第3号の技術資料

二 ~~第22条第1項による事後の技術確認の結果及び新技術に係る同項に規定する報告書~~

~~第19条2項による技術指定の結果及び新技術に係る第6条第1項第3号の技術資料~~

三 その他必要な事項

2 第14条による技術選定の変更があった場合は、変更内容に合わせて新技術データベースへの掲載内容を改めるものとする。

3 第15条により技術選定が取り消された場合及び技術選定の有効期間が満了した場合は、新技術データベースから当該技術の情報を削除するものとする。

(掲載された情報の取扱い)

第23条 新技術データベースに含まれる情報は、事業団職員がイントラネットにおいて閲覧することができるものとし、外部には非公開とする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りでない。

一 外部公開用として掲載されている情報

二 申請者に対して書面による事前の同意を得た情報

附 則

この実施要領は、平成30年3月27日から適用する。

附 則 (令和2年7月7日技技企発第19号)

この実施要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月24日技技企発第148号)

この実施要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年10月21日ソソ発第6号)

この実施要領は、令和4年4月1日から適用する。

別記様式1

年 月 日

日本下水道事業団
理事長 殿

申請者名 印

住所

(複数者で申請する場合、すべての者を記入)

技術選定（変更）申請書

日本下水道事業団の技術選定（変更）を受けたいので、「日本下水道事業団における新技術の選定に関する実施要領」に記載の内容に同意の上、下記のとおり申請します。

1. 申請する技術の名称
2. 技術概要書（別添）
3. 技術資料（別添）
4. 担当者連絡先

別記様式2

技術概要書

1. 一般事項

(1) 技術の名称・範囲	1) 名称 2) 範囲
(2) 開発者	(複数者の場合はすべて記入)
(3) 技術概要※	
(4) 適用範囲	

※ 図面があれば添付すること

2. 性能等

(1) 原理	
(2) 性能	
(3) データ（水質等）※	
(4) 比較対象従来技術	1) 名称 2) 選定理由

※ 新技術と比較対象従来技術との比較データを示すこと。

3. 維持管理性

	新技術	比較対象従来技術
(1) 運転操作		
(2) 保守点検		
(3) 環境影響		
(4) 耐久性・安全性		

4. 経済性

	新技術	比較対象従来技術
(1) イニシャルコスト		
(2) ランニングコスト		

5. 実績等

(1) 導入実績又は実証試験の実績	1) 実施設（箇所名、概要、導入先の担当者連絡先） 2) 実証試験（箇所名、共同実施者）
(2) 特許等の取得状況	
(3) 受賞履歴	
(4) その他特記事項	

別記様式3（申請者が1者の場合）

「(技術名)」に係る技術選定の実施に関する協定書

日本下水道事業団（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、実施設への適用性を有する新技術の選定に係る技術選定の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲の受託事業における新技術の導入を促進するため、「(技術名)」について、乙の申請に基づき甲が実施設への適用性を確認し、新技術の選定を行うことを目的とする。

（技術選定の実施）

第2条 甲は、乙の申請に基づき、実施設への適用性を有する新技術の選定を実施する。
2 甲は、技術選定に関し必要が認められるときは、乙に追加資料の提出又は報告を求めることができるものとする。
3 乙が、技術選定の完了前に、技術選定の申請の取下げを申し出た場合、甲は、技術選定を中止するものとする。

（技術選定を実施する技術の内容）

第3条 技術選定を実施する技術の内容については、別記のとおりとする。

（技術選定に要する期間等）

第4条 技術選定に要する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
2 前項の期間内に技術情報の不備等により技術選定が完了しなかった場合は、当該技術選定申請は無効とする。
3 甲と乙は、第1項の期間について、天災地変その他乙の責に帰さないやむを得ない事由が生じた場合、協議のうえ変更することができる。

（技術選定結果の通知）

第5条 甲は、技術選定の結果を文書により乙に通知する。

（技術選定料）

第6条 技術選定料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。
2 乙は、甲の請求により、前項の技術選定料を支払うものとする。
3 第1項の技術選定料を変更する必要がある場合には、甲と乙とは協議のうえ、技術

選定料を変更できるものとする。

4 甲が第2条第3項の規定により技術選定を中止した場合、技術選定の実施に要した費用の精算を行うものとする。

5 第4条第2項の規定により技術選定申請が無効となった場合は、技術選定料は返還しないものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、相手方の書面による同意がなければ、技術選定の実施に際し知り得た情報(この条において「情報」という。)を、甲及び乙以外の者に漏らしてはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

- 一 相手方から開示を受けた際、自己が知っていた情報
- 二 相手方から開示を受けた以前に、公知であった情報
- 三 相手方から開示を受けた以後に、甲及び乙の責に帰さない事由で公知となった情報
- 四 自己が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに得た情報

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協定に定める事項について疑義が生じたときも、また、同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 (住所)
日本下水道事業団
代表者 理事長 印

乙 県 市 町 番地
代表者 印

(別記)

技術の内容

1. 技術の名称
2. 技術の範囲
3. 技術概要
4. 適用条件

別記様式4（申請者が複数の場合）

「(技術名)」に係る技術選定の実施に関する協定書

日本下水道事業団（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）と〇〇〇（以下「丙」という。）は、実施設への適用性を有する新技術の選定に係る技術選定の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲の受託事業における新技術の導入を促進するため、「(技術名)」について、乙と丙の申請に基づき甲が実施設への適用性を確認し、新技術の選定を行うことを目的とする。

（技術選定の実施）

第2条 甲は、乙と丙の申請に基づき、実施設への適用性を有する新技術の選定を実施する。

2 甲は、技術選定に関し必要が認められるときは、乙と丙に追加資料の提出又は報告を求めることができるものとする。

3 乙と丙が、技術選定の完了前に、技術選定の申請の取下げを申し出た場合、甲は、技術選定を中止するものとする。

（技術選定を実施する技術の内容）

第3条 技術選定を実施する技術の内容については、別記のとおりとする。

（技術選定に要する期間等）

第4条 技術選定に要する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 前項の期間内に技術情報の不備等により技術選定が完了しなかった場合は、当該技術選定申請は無効とする。

3 甲と乙と丙（以下、「当事者」という。）は、第1項の期間について、天災地変その他乙の責に帰さないやむを得ない事由が生じた場合、協議のうえ変更することができる。

（技術選定結果の通知）

第5条 甲は、技術選定の結果を文書により乙と丙に通知する。

（技術選定料）

第6条 技術選定料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

- 2 乙と丙は、甲の請求により、前項の技術選定料を支払うものとする。
- 3 第1項の技術選定料を変更する必要がある場合には、当事者は協議のうえ、技術選定料を変更できるものとする。
- 4 甲が第2条第3項の規定により技術選定を中止した場合、技術選定の実施に要した費用の精算を行うものとする。
- 5 第4条第2項の規定により技術選定申請が無効となった場合は、技術選定料は返還しないものとする。

(秘密の保持)

第7条 当事者は、他の全ての当事者の書面による同意がなければ、技術選定の実施に際し知り得た情報（この条において「情報」という。）を、当事者以外の者に漏らしてはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

- 一 他の当事者から開示を受けた際、自己が知っていた情報
- 二 他の当事者から開示を受けた以前に、公知であった情報
- 三 他の当事者から開示を受けた以後に、当事者の責に帰さない事由で公知となった情報
- 四 自己が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに得た情報

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項については、全ての当事者が協議して定める。この協定に定める事項について疑義が生じたときも、また、同様とする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 (住所)
日本下水道事業団
代表者 理事長 印

乙 県 市 町 番地
代表者 印

丙 県 市 町 番地
代表者 印

(別記)

技術の内容

1. 技術の名称
2. 技術の範囲
3. 技術概要
4. 適用条件

注) 申請者が3者以上の場合、当該箇所に丁以降を追加する。

別記様式5

年 月 日

(申請者) 殿

日本下水道事業団
理事長 印

技術選定（変更）結果通知書

年 月 日付けで申請のあった技術選定（変更）について、下記のとおり結果を通知する。

記

1. 技術の名称
2. 技術選定の結果
3. 特記事項

※申請を認める場合、以下の事項を記載する。なお、その他必要な事項があれば追記できるものとする。

- (1) 技術選定を受けた技術（以下、「選定技術」という。）の事業団の受託事業における適用条件は、別紙に定めるとおりとする。
- (2) 技術選定が効力を有する期間（以下、「有効期間」という。）は、本通知の日から起算して5年とする。
- (3) 申請者は、有効期間の延長を希望する場合には、日本下水道事業団（以下、「事業団」という。）と事前協議を行い合意の上、有効期間が満了する日の6ヶ月前から3ヶ月前までの間に1回に限り、有効期間の延長を申請することができる。
- (4) 申請者は、有効期間内に選定技術の内容に変更を生じた場合には、事業団と事前協議を行い合意の上、技術選定の変更を申請できる
- (5) 申請者は、事業団が求める場合には、事業団の受託事業以外を含む選定技術の導入状況等について、文書により報告しなければならない。
- (6) 申請者は、導入された実施設などにおいて、選定技術の不具合が明らかとなった場合には、文書により遅滞なく報告しなければならない。
- (7) 申請者は、技術選定結果を利用した営業活動または情報の流布を行おうとする場合

※赤字：令和4年4月改正箇所

には、あらかじめ公表資料として事業団の承諾を得たものを除き、事前に文書による事業団の了解を得なければならない。

- (8) 選定技術を事業団以外の者が実施し、その実施により生じた損害については、事業団は一切その責を負わない

別記様式6

年 月 日

(申請者) 殿

日本下水道事業団
理事長 印

技術選定申請無効通知書

年 月 日付けで申請のあった技術選定について、技術選定に要する期間内に技術選定が完了しなかったため無効とする

別記様式7

年 月 日

日本下水道事業団
理事長 殿

申請者名 印

住所

(複数者で申請する場合、すべての者を記入)

技術選定有効期間延長申請書

日本下水道事業団の技術選定有効期間の延長を希望するので、「日本下水道事業団における新技術の選定に関する実施要領」に記載の内容に同意の上、下記のとおり申請します。

1. 選定の名称
2. 延長理由等説明書（別添）
3. 担当者連絡先

別記様式8

延長理由等説明書

1. 技術の名称
2. 申請者名
3. 有効期間 年 月 日から 5ヶ年
4. 延長を希望する理由
5. 社会的ニーズに対する有用性
6. 現場への導入可能性
7. 新規性

※5～7については、延長申請時を基準に記載すること。

別記様式9

年 月 日

(申請者) 殿

日本下水道事業団
理事長 印

技術選定有効期間延長通知書

年 月 日付けで通知した技術選定について、下記のとおり有効期間を延長したので通知する。

記

1. 技術の名称
2. 延長後の有効期間 年 月 日
3. 特記事項

別記様式10

年 月 日

(申請者) 殿

日本下水道事業団
理事長 印

技術選定結果取消通知書

年 月 日付けで通知した技術選定結果について、下記のとおり取り消したの
で通知する。

記

1. 技術の名称
2. 取消理由

別記様式 1 1

年 月 日

(技術選定を受けた者) 殿

日本下水道事業団
理事長 印

継続導入技術指定（延長）通知書

年 月 日付けで技術選定の有効期間が満了する下記の技術について、有効期間の満了後も引き続き、日本下水道事業団（以下、「事業団」という。）の受託事業における導入の必要性が認められることから、継続導入技術に指定（継続導入技術の指定が効力を有する期間を延長）したので通知する。

記

1. 技術の名称

2. 本指定が効力を有する期間

技術選定の有効期間が満了する日の翌日から 年 月 日まで

3. 特記事項

- (1) 事業団は、上記1の技術について、受託事業の実施にあたり、事業団において基準化された技術と同様と見なして取り扱う。
- (2) 事業団は、上記2の期間を延長して、受託事業における導入の必要性があると認める場合には、1年単位でその期間を延長するものとし、本通知を受けた者に通知する。なお、有効期間を延長しない場合には、通知は行わない。
- (3) 本通知を受けた者は、事業団が求める場合には、事業団の受託事業以外を含む選定技術の導入状況等について、文書により報告しなければならない。
- (4) 本通知を受けた者は、導入された実施設などにおいて、選定技術の不具合が明らかとなった場合には、文書により遅滞なく報告しなければならない。
- (5) 本通知を受けた者は、継続導入技術への指定を利用した営業活動または情報の流布を行おうとする場合には、あらかじめ公表資料として事業団の承諾を得たものを除き、事前に文書による事業団の了解を得なければならない。
- (6) 継続導入技術を事業団以外の者が実施し、その実施により生じた損害については、事業団は一切その責を負わない。

~~別記様式1-1~~

~~年 月 日~~

~~日本下水道事業団
理事長 殿~~

~~申請者名 _____ 印~~

~~住所 _____~~

~~(複数者で申請する場合、すべての者を記入)~~

~~事後の技術確認申請書~~

~~日本下水道事業団の事後の技術確認を受けたいので、「日本下水道事業団における新技術の選定に関する実施要領」に記載の内容に同意の上、下記のとおり申請します。~~

~~1. 技術の名称~~

~~2. 調査計画書 (別添)~~

~~3. 担当者連絡先~~

~~—~~

~~_____~~

~~別記様式1-2（申請者が1者の場合）~~

~~「(技術名)」に係る事後の技術確認の実施に関する協定書~~

~~日本下水道事業団（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、実施設への導入後の新技術の事後の技術確認の実施に関し、次のとおり協定を締結する。~~

~~（協定の目的）~~

~~第1条 この協定は、甲の受託事業における新技術の導入を促進するため、「(技術名)」について、乙の申請に基づき、甲が実施設における性能、導入効果等について技術的な調査を実施し、事後の技術確認を行うことを目的とする。~~

~~（事後の技術確認の実施）~~

~~第2条 甲は、乙の申請に基づき、実施設における性能、導入効果等について技術的な調査を行い、事後の技術確認を実施する。~~

~~2 甲及び乙は、前項の技術的な調査の結果を、文書に取りまとめるものとする。~~

~~3 甲は、事後の技術確認の実施に関し必要が認められるときは、乙に追加資料の提出又は報告を求めることができるものとする。~~

~~4 乙が、事後の技術確認の完了前に、事後の技術確認の申請の取下げを申し出た場合、甲は、事後の技術確認を中止するものとする。~~

~~（事後の技術確認の実施内容）~~

~~第3条 事後の技術確認の実施内容については、別記のとおりとする。~~

~~（事後の技術確認に要する期間等）~~

~~第4条 事後の技術確認に要する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。~~

~~2 甲と乙は、前項の期間について、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、協議のうえ変更することができる。~~

~~一 甲が延長して実施する必要があると認める場合~~

~~二 天災地変その他乙の責に帰さないやむを得ない事由が発生した場合~~

~~（事後の技術確認結果の通知）~~

~~第5条 甲は、事後の技術確認の結果を文書により乙に通知する。~~

~~（事後の技術確認料）~~

~~第6条 事後の技術確認料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。~~

- ~~2 乙は、甲の請求により、前項の事後の技術確認料を支払うものとする。~~
- ~~3 第1項の事後の技術確認料を変更する必要がある場合には、甲と乙は協議のうえ、事後の技術確認料を変更できるものとする。~~
- ~~4 甲が第2条第4項の規定により事後の技術確認を中止した場合、事後の技術確認の実施に要した費用の精算を行うものとする。~~

~~（秘密の保持）~~

- ~~第7条 甲及び乙は、相手方の書面による同意がなければ、事後の技術確認の実施に際し知り得た情報（この条において「情報」という。）を、甲及び乙以外の者に漏らしてはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。~~
- ~~一 相手方から開示を受けた際、自己が知っていた情報~~
 - ~~二 相手方から開示を受けた以前に、公知であった情報~~
 - ~~三 相手方から開示を受けた以後に、甲及び乙の責に帰さない事由で公知となった情報~~
 - ~~四 自己が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに得た情報~~

~~（その他）~~

- ~~第8条 この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協定に定める事項について疑義が生じたときも、また、同様とする。~~

~~この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。~~

_____年_____月_____日

甲_____（住所）_____
_____日本下水道事業団
_____代表者 理事長_____ 印

乙_____（住所）_____

_____代表者_____ 印

~~—(別記)—~~

~~——1. 技術の名称~~

~~——2. 実施内容~~

~~——3. 実施対象施設~~

~~—~~

~~—————~~

~~別記様式1-3（申請者が複数の場合）~~

~~「(技術名)」に係る事後の技術確認の実施に関する協定書~~

~~日本下水道事業団（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）と〇〇〇（以下「丙」という。）は、実施設への導入後の新技術の事後の技術確認の実施に関し、次のとおり協定を締結する。~~

~~（協定の目的）~~

~~第1条 この協定は、甲の受託事業における新技術の導入を促進するため、「(技術名)」について、乙と丙の申請に基づき、甲が実施設における性能、導入効果等について技術的な調査を実施し、事後の技術確認を行うことを目的とする。~~

~~（事後の技術確認の実施）~~

~~第2条 甲は、乙と丙の申請に基づき、実施設における性能、導入効果等について技術的な調査を行い、事後の技術確認を実施する。~~

~~2 甲と乙と丙（以下、「当事者」という。）は、前項の技術的な調査の結果を、文書に取りまとめるものとする。~~

~~3 甲は、事後の技術確認の実施に関し必要が認められるときは、乙と丙に追加資料の提出又は報告を求めることができるものとする。~~

~~4 乙と丙が、事後の技術確認の完了前に、事後の技術確認の申請の取下げを申し出た場合、甲は、事後の技術確認を中止するものとする。~~

~~（事後の技術確認の実施内容）~~

~~第3条 事後の技術確認の実施内容については、別記のとおりとする。~~

~~（事後の技術確認に要する期間等）~~

~~第4条 事後の技術確認に要する期間は、____年____月____日から____年____月____日までとする。~~

~~2 当事者は、前項の期間について、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、協議のうえ変更することができる。~~

~~一 甲が延長して実施する必要があると認める場合~~

~~二 天災地変その他乙の責に帰さないやむを得ない事由が発生した場合~~

~~（事後の技術確認結果の通知）~~

~~第5条 甲は、事後の技術確認の結果を文書により乙と丙に通知する。~~

~~(事後の技術確認料)~~

~~第 6 条 事後の技術確認料は、金 _____ 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税
の額 _____ 円）とする。~~

~~2 乙と丙は、甲の請求により、前項の事後の技術確認料を支払うものとする。~~

~~3 第 1 項の事後の技術確認料を変更する必要がある場合には、当事者は協議のうえ、
事後の技術確認料を変更できるものとする。~~

~~4 甲が第 2 条第 4 項の規定により事後の技術確認を中止した場合、事後の技術確認の実
施に要した費用の精算を行うものとする。~~

~~(秘密の保持)~~

~~第 7 条 当事者は、全ての他の当事者の書面による同意がなければ、事後の技術確認の実
施に際し知り得た情報（この条において「情報」という。）を、当事者以外の者に漏らし
てはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。~~

~~一 他の当事者から開示を受けた際、自己が知っていた情報~~

~~二 他の当事者から開示を受けた以前に、公知であった情報~~

~~三 他の当事者から開示を受けた以後に、当事者の責に帰さない事由で公知となった情
報~~

~~四 自己が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに得た情報~~

~~(その他)~~

~~第 8 条 この協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定める。この協定に
定める事項について疑義が生じたときも、また、同様とする。~~

~~この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。~~

_____年_____月_____日

甲 _____ (住所) _____

_____ 日本下水道事業団

_____ 代表者 理事長 _____ 印

乙 _____ (住所) _____

_____ 代表者 _____ 印

丙 _____ (住所) _____

※赤字：令和4年4月改正箇所

代表者 印

~~(別記)~~

- ~~1. 技術の名称~~
- ~~2. 実施内容~~
- ~~3. 実施対象施設~~

~~注) 申請者が3者以上の場合、当該箇所に丁以降を追加する。~~

~~別記様式1-4~~

~~—年—月—日~~

~~—(申請者)—殿~~

~~日本下水道事業団—
理事長—印~~

~~事後の技術確認結果通知書~~

~~—年—月—日付けで申請のあった事後の技術確認について、下記のとおり結果を
通知する。~~

~~記~~

- ~~1. 技術の名称~~
- ~~2. 事後の技術確認の結果~~
- ~~3. 特記事項~~